

(宛先) 大治町長

## 施設等利用費請求書 (償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和 年 月～令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、大治町内に居住していることを大治町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを大治町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大治町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を大治町が確認すること。

## 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名			〒	大治町大字 字			
※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です			現住所	電話： ( )			

## 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	フリガナ	
生年月日	平成 令和	年	月 日
認定番号		氏名	
請求期間内に転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和 年 月 日

## 3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(町外の場合のみ記入)	電話： ( )
請求期間内に途中入退園に該当した場合は入園・退園日を記入			令和 年 月 日

## 4. 償還払いの振込先を記入 (※振込先は、請求者の口座に限ります。)

<input type="checkbox"/> ① 公金受取口座を希望する (振込先の口座情報記入不要) ※公金受取口座の利用には、マイナポータルでの事前登録が必要です。	
<input type="checkbox"/> ② 前回と同じ口座を希望する	
<input type="checkbox"/> ③ 振込口座を指定する	
金融機関名	預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫 本店・支店	口座番号
農協・信用組合 出張所	口座名義人 (カタカナ)
金融機関コード	店番号

&lt;裏面も記入してください&gt;

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1)

※①～⑤に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話： ( )
②	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話： ( )
③	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話： ( )
④	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話： ( )
⑤	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話： ( )

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※2参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※2 ※3	請求額 ※4 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※3	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円

※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※3 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合はそれぞれの月額上限額を記入してください。

※5 請求の対象となるのは利用料(保育料)のみです。

・対象とならない費用(例)：入園料、通園送迎費、日用品・保育用品・文房具費、被服費、行事参加費、食事の提供に要する費用 等